

石綿(アスベスト)健康被害救済制度

昨年3月、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されました。今回は、石綿被害の現状や、この制度の概要についてご紹介いたします。



Q5 申請はどうやってするの？

申請書の入手・書類の受付は、「独立行政法人 環境再生保全機構」の川崎本部や大阪支部、環境省の地方環境事務所や、お近くの保健所でも可能です。

申請書は下記のホームページからでも入手できますし、申請は郵送でも可能です。

また、労災の可能性のある方は、労災と同時申請することも可能です。(お近くの労働基準監督署にご相談ください)。

独立行政法人 環境再生保全機構
フリーダイヤル/0120-389-931
(受付時間 平日 9:30~17:30)
e-mail/asbestos@erca.go.jp
HP/http://www.erca.go.jp/asbestos

環境省 地方環境事務所
HP/http://www.env.go.jp/region

イラストレーション/タニダリョーコ

Q3 救済制度とはなに？

石綿被害救済制度は、石綿による健康被害にあわれた方やそのご遺族に対して、医療費などを給付する、2006年3月に発足した制度です。この制度によって、労災補償の対象とならない方でも、医療費や療養手当などの救済給付を受けることができるようになりました。対象となる疾病は、石綿の影響による肺がんや中皮腫です。現在罹患されている方や、制度発足以前にこれらの疾病でお亡くなりになった方のご遺族が、申請・請求をすることができます。

現在罹患されている方が、万が一、認定申請を行わないままお亡くなりになった場合には、救済給付を受けることができません。もし対象疾病の疑いがあるようでしたら、最初から資料が完全に揃っていないくてもよいので、早急に申請することをお勧めします。

Q4 早く認定されるためにはどうすればよいの？

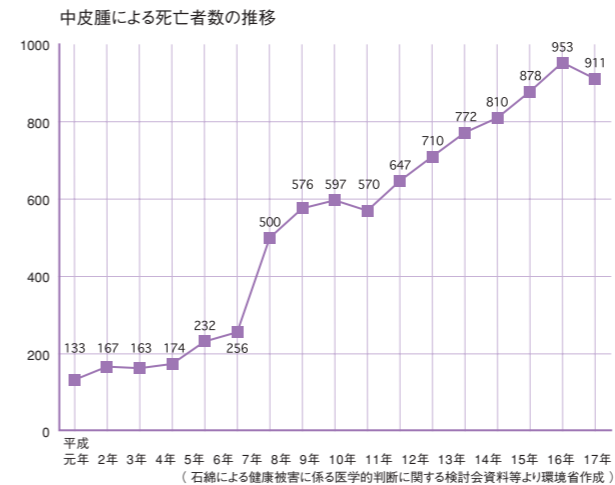
早期認定のためには、どんな医学的資料が必要なのか、詳しく書かれた医師向けの「留意事項」があります(ウェブ上でも閲覧できます <http://www.erca.go.jp/asbestos/pdf/ryui.pdf>)。必要資料を医師に揃えてもらう際には、この「留意事項」を医師に読んでもらい、よく相談してまいります。



Q2 石綿を吸ったかもしれない! どこに相談すればよい?

石綿によって引き起こされる肺がん・中皮腫は、吸ってから発症するまでの潜伏期間が30~50年という長い期間に及びます。そのほとんどが石綿による健康被害だと言われている中皮腫の患者は、年々増え続けています。石綿輸出量が増加した昭和40年代から、平均的な潜伏期間である約40年経った、まさに最近において急増しているのです。

石綿を吸い込んだ可能性のある方で、呼吸困難、咳、胸痛などの症状がある方、その他特にご心配な方は、お近くの労災病院などの専門医療機関(呼吸器内科・呼吸器外科など)にご相談ください。



Q1 石綿とはどのようなもの？

石綿(アスベスト)とは、繊維が極めて細い天然の鉱物。熱摩擦、酸やアルカリに強く、丈夫で変化しにくいことから、建材や摩擦材、断熱材、防音材など、さまざまな工業製品に使用されてきました。しかし、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では、原則として製造・使用が禁止されています。